

令和7年11月28日

碧南市職員の処分について

職員の懲戒処分を行ったので、碧南市職員の懲戒処分の公表基準に基づき公表します。

1 会計年度任用職員が起こした交通事故

処分に係る職員の所属、職及び年齢	こども健康部 会計年度任用職員（60代）
処分の内容	戒告
処分事由	地方公務員法第29条第1項第1号（法令遵守）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当するものとして処分を行った。
処分対象となった事実	<p>被処分者は、令和7年6月14日（土）午前11時17分頃、西尾市須田町の片側1車線道路を私用車で直進中に、渋滞中の反対車線の車間から道路を横断しようとした人が出てきたため、ブレーキを踏んだが雨天の影響により制動が間に合わず接触事故を起こし、相手方に全治4週間の傷害を負わせた。</p> <p>本事案は、交通違反点数は8点の人身事故で、処分対象者の安全運転義務違反によるものであり、本市が定める「碧南市職員の交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分の基準」に該当する行為である。</p>
処分年月日	令和7年11月28日
その他	地方公務員法に規定する懲戒処分以外の処分 ◇監督責任 被処分者の管理監督者を口頭注意とした。

《問合せ等》

碧南市役所秘書課人事係 0566-95-9862（直通）